

所得税の確定申告と町県民税の申告はお早めに

●申告に必要なもの 申告には次のものが必要ですので、必ずご持参ください。

- ①税務署から申告書を送付されている方は、その申告書と同封の書類
- ②印鑑（認め印可）
- ③申告者本人名義の口座番号がわかるもの（メモ書きでも可）
※所得税の還付金がある場合に必要となります。

申告の内容により必要となる書類等がありますので、下記により書類等をご持参ください。

ア. 給与収入および年金収入がある方

- ・給与、年金の源泉徴収票
※支払を受けている全ての源泉徴収票をお持ちください。

イ. 事業所得等がある方（営業、農業および不動産等）

- ・収入金額及び経費をまとめたもの

ウ. 医療費控除を受ける方

- ・平成20年中に支払をした医療費の領収書と保険などで補填される金額がわかるもの
※支払の領収書は個人ごと病院ごとに仕分けをし、合計をしてください。

エ. 社会保険料控除を受けられる方

- ・平成20年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料などの支払額がわかるもの
※国民年金保険料の控除を受ける方は、社会保険庁が発行する支払金額証明書（控除証明書）の添付が義務付けられています。

オ. 生命保険料控除、地震保険料控除を受けられる方

- ・各種保険料の支払証明書

カ. 住宅借入金等特別控除を新たに受ける方

- ・住民票の写し、借入金の年末残高証明書、登記簿謄本および工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
※増改築の場合は、上記書類のほかに建築士から交付を受けた増改築工事証明

キ. 公共事業により土地及び家屋等の買収があった方

- ・土地及び家屋等の買取り証明書

ク. 土地及び家屋等の譲渡があった方

- ・売買契約書などの関係書類

ケ. 寄付金控除（ふるさと納税等）

- ・支払証明書または自治体に寄付をした領収書

コ. 障害者控除を受ける方

- ・身体障害者手帳、療育手帳など
※障害者手帳などのない方でも、平成20年12月31日時点で介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受けている方は、障害者控除認定書の交付を受けることにより障害者控除の対象となります。

障害者控除認定書の交付が必要な方は、印鑑をご持参の上、本庁舎総合福祉課総合生活相談室（☎68-5535）もしくは分庁舎なのはな生活課総合窓口室（☎62-0711）で申請してください。

サ. その他

- ・その他申告に必要なと思われる書類等